

**鳥取県告示第758号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が  
退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年12月18日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

退任した役員の氏名及び住所

理事 中原 信 博 東伯郡北栄町大谷351

平成21年12月7日退任